

介護施設における看取りケア講師派遣実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第8条第11項に規定する特定施設、第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設、第27項に規定する介護老人福祉施設及び第28項に規定する介護老人保健施設(以下、「介護施設等」という。)に対し、県が、看取りケアに関する講師を予算の範囲内で派遣することにより、介護施設等での看取りケアの取組を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 看取りケアを実施している、または看取りケアの導入を検討している介護施設等を対象とする。

(申請～派遣)

第3条 介護施設等は、講師の派遣を希望する場合には、様式1により県に申請する。

2 県は、前項による申請を受けた場合、申請内容を審査し、様式2により当該介護施設等に対し派遣の可否を通知する。

3 県は、前項で派遣可の通知をした場合、適切な講師を選定し、様式3により当該講師に対して講師依頼を行う。

4 講師派遣の対象になるテーマは別途定める。

(派遣後)

第4条 前条により講師の派遣を受けた介護施設等は、当該研修の終了後10日以内に、様式4により県に実施結果を報告する。

2 講師は、当該研修の終了後10日以内に、様式5により県に実施結果を報告する。

3 県は、第1項及び第2項の報告を受けた後10日以内に、派遣した講師に対し、予算の範囲内で謝金を支払う。

4 前項の謝金は、講演1時間当たり2万円に往復の交通費を加算した額とする。

(定めのない事項等)

第5条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。